

## 法人課税 賃上げ税制：中小企業における所得拡大促進税制

## 1. 改正の概要

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行った上で、その適用期限を1年間延長する。最大の税額控除額も給与等支給増加額の40%へと拡充が行われる。

項目		改正前		改正後	
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$		変更なし	
税額 控除	上乗せなし	・控除対象雇用者給与等支給増加額(※1) $\times 15\%$		変更なし(控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 15\%$ )	
	上乗せ 加算	下記の①及び②の要件を満たす場合  ①適用年度の雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$  ②下記のいずれかを満たす場合 イ:適用年度の教育訓練費の額 $\geq$ 前年度の教育訓練費の額 $\times 110\%$ ロ:適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って、経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと	10% 加算	・適用年度の雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ の場合	15% 加算
				・適用年度の教育訓練費の額 $\geq$ 前年度の教育訓練費の額 $\times 110\%$ の場合	10% 加算
	最大 控除率	25%		40%	
控除上限		・適用年度の法人税額の20%を上限		変更なし	

(※1)雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。

## 2. 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

## 3. 実務上の留意点

- 教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置の適用を受ける場合、改正前は教育訓練費の明細を記載した書類の確定申告書への添付が必要であったが、改正後は保存義務へと変更になる。
- 控除税額の上乗せに関する要件のうち、経営力向上計画の認定に係る要件がなくなった。
- 法人住民税の計算においても税額控除の適用がある。
- 本制度(中小企業における所得拡大促進税制)の適用要件を満たさない場合においても、継続雇用者に対する給与等が増加しているときは「給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度」の適用可能性がある。